

事業概要等

1 事業概要

○「労働時間設定改善アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)を事業主団体等に配置し、アドバイザーが中小企業集団やその構成事業場に対して説明会や個別訪問等を実施し、中小企業における労働時間等の設定の改善(所定外労働時間の削減や年次有給休暇を取得しやすい環境の整備など)についての相談・指導を行う。

実施要件等

(1) 援助を受ける中小企業集団

同一地域、同一業種、企業系列別等で、かつ、常時300人以下の労働者を雇用する事業場の占める割合が構成事業場全体の2分の1以上の中小企業集団であること。

(2) 事業実施団体

事業主団体又は民間企業(コンサルティング会社・シンクタンク等)

具体的事業内容

中小企業集団の構成事業場ごとに、労働時間や年次有給休暇取得などの現状及び問題点の把握、取組課題の選定及び改善計画を作成した上で、アドバイザーが個別訪問等を通じて労働時間等の設定改善に取り組み、最終的に改善状況の把握を行う。

<手法例>

(1) 中小企業集団に対する援助

- ・ 説明会、セミナー、相談会の開催

(2) 個別の中小企業に対する援助

- ・ 個別訪問、相談の実施

2 現状

○ 行政事業レビュー

- (1) 都道府県労働局から委託を受けた事業実施団体が、中小企業集団を選定し、中小企業集団及びその構成事業場に対し、労働時間等の設定の改善の助言・指導等の援助を行う。
- (2) 予算の用途は、アドバイザー等謝金、アドバイザー等の活動旅費、印刷製本、会場借料、消耗品等である。
- (3) 過去3年の予算額、執行額(執行率)は、次のとおり。
 - 平成19年度(586百万、279百万(47.6%))
 - 平成20年度(565百万、255百万(45.1%))
 - 平成21年度(505百万、234百万(46.3%))

○ 省内事業仕分け

- (1) 本事業の対象となった中小企業集団数、その構成事業場数は、次のとおり。
 - 平成19年度(368集団、6,057事業場)
 - 平成20年度(344集団、5,498事業場)
 - 平成21年度(340集団、5,027事業場)
- (2) 本事業の達成目標[①年次有給休暇の平均取得率の促進(2%/各年度末)②平均所定外労働時間数の削減(▲10%/各年度末)]に対し対象集団の年次有給休暇の平均取得率、平均所定外労働時間数の削減率は、次のとおり。
 - 平成19年度(2.9%、10.4%)
 - 平成20年度(4.2%、16.1%)
 - 平成21年度(2.5%、18.9%)
- (3) 年次有給休暇の平均取得率は毎年度2%以上上昇している。また、平均所定外労働時間数についても、毎年10%以上削減しており、事業の目標は毎年度達成されていることから、十分な効果を発揮していると考えられる。